

{27-3}

東北タイ農村における共同経営と土地所有
——田坂敏雄氏の批判に答えて——

Partnership in Farming and Land Ownership in Northeast Thailand

京都大学農学部 講師 宮崎 猛

はしがき

- I 家族構造と伝統的土地所有
- II 共同経営と経済単位
- III 共同経営と農地賃貸借の展開事例
- IV 共同経営と農家階層分化

はしがき

本誌第25巻第11号（1984年11月）の拙稿では、東北タイ・ドンデーン集落における農地賃貸と農業共同経営について類型区分した。この場合、第1に、農地賃貸を含む自作農的家族経営以外の農業経営体をいかに認識するか、第2に、アンティ・リカーデアンである H. C. テイラーの地代論を応用して、これら経営体における分配関係分析を行うことを目的に、多様な概念を設定した。

田坂敏雄氏は、本誌第27巻第2号（1986年2月）において中部タイ・ランレーム集落での調査結果から、「(1) 相続過程の3段階への位置づけと権利関係、(2) 賃借が取り結ばれる2者関係の特質と賃借が果たす機能、(3) 「借地料」の性格」（注1）を視点に、農地賃貸を3類型に区分している。その中で拙稿への批判が行われ、とくに伝統的土地所有、使用賃借、共同経営の概念について疑問が出されている。この批判は、相互扶助的農地賃貸の分析とその農業経営学的認識とに係わる重要な論点である。また、氏の批判ならびにその所属する研究グループの構成員が発表している諸論点については（注2）、従来の東南アジア農村研究では検討されなかった農家家族構造と土地所有分析に関する新しい展開方向がみられる。

本稿では、これらの批判と論点を受けて、東北タイ農村における自作農的家族農業経営以外の農業経営体認識論について、理論的・実証的に検討することを目的としている。そのために、(1) 伝統的土地所有概念の精緻化とその実証、(2) 共同経営に関する理論的・実証的考察、(3) 従来の農地賃貸借と農民層分解論に関する批判的検討を課題とする。なお、本稿の実証部分において田坂氏から批判され、かつ承服しがたい若干の論点についてお答えし、再度ご教示を仰ぎたい。

(注 1) 田坂敏雄「タイにおける農地賃貸の類型と性格——宮崎猛氏の所説に関連して——」『アジア経済』第27巻第2号、1986年2月より引用。

(注 2) 田坂敏雄『タイ農民層分解の研究——中部タイ・ナコンパトム県ワットラムット行政村の分析——』、1986年3月では、氏の従来の研究がまとめられている。その中の第1章第1節第2項「家族構造と相続慣行」では、氏の所属する研究グループの構成員である北原淳、赤木攻、竹内隆夫の論点が要約されている。

I 家族構造と伝統的土地所有

田坂氏は、その著者(注 1)の中で共同研究グループにおける家族構造と相続慣行に関する論点を簡潔にまとめている。その論点は、タイ家族における土地所有に関する重要な争点を明らかにしており、本稿の主題のひとつである伝統的土地所有概念と深く関連することから、まず、その論点を紹介する。

水野浩一が東北タイ・ドンデーン集落の調査から、タイ農村の社会構造を理解するための核心概念として「屋敷地共住集団」を明らかにした。この概念の批判的継承をめぐり、竹内隆夫と北原淳とは兄弟姉妹の財産所有と世帯結合について決定的な考え方の違いを示している。

竹内はタイ家族の基本型を「合同家族」とし、その構造的特徴に以下の点を挙げる。「1. 複数の既婚の下位の家族単位を含む。2. それぞれ下位の家族単位は、核家族もしくは直系家族の形態をとり、それらが個別の消費生活の単位＝世帯を構成していたとしても、(イ) それらが一人の家長の下に、きょうだい関係を基礎にして結合し、(ロ) 共有財産を所有して、(ハ) 一つの屋敷地の中で合同して居住するような

家族形態。3. その持続期間は不安定で、主に親子関係が、あるいはきょうだい関係が持続する間まで(注 2)」。このモデルにより、「合同家族」たる「屋敷地共住集団」が家族周期のある局面として周期的に現象する根拠と、兄弟姉妹における均分相続制の根拠とが矛盾なく説明できる点に、竹内説の特徴がある。また、土地を含む財産共有が「合同家族の要件のひとつに挙げられている。

これに対して北原は、親子の独立世帯が結合する「屋敷地共住集団」を「複合家族」とし、その特徴に以下の点を挙げる。「1. その基礎は屋敷地と耕地の未分割にある。2. 屋敷地内での共住と一時貸借関係を主とした共同的機能で結ばれている。3. 親が死亡し、屋敷地と耕地の均分相続が完了すると、たとえ兄弟世帯が近接居住をしていても、共同機能は著しく弱まり、複合家族は基本的に分解する」(注 3)。また親の死亡後、近接居住する兄弟、従兄弟等の近親世帯群は「近接居住世帯群」と呼び、この世帯群内の互助関係は共同的というよりも2 者関係的性格が強い点で「屋敷地共住集団」と区別している。

北原説では均分相続制を与件として、「複合家族」の基礎を相続前の土地未分割状態に求め、その特徴を共住^と一時貸借等の共同的機能と考えている。この場合、土地所有の性格規定については言及されていないが、北原説に含蓄されている土地所有観について曲解を恐れず解釈すると、以下のように推定できよう。すなわち土地の個人的所有を前提とするにしても、均分相続前の土地未分割状態は相続予定者である子供と現所有者である親との共有に近い状態である。また、一時貸借等は相続に至る過渡的土地保有形態であり、相続後は兄弟姉妹の個人的所有に分解する。

北原説は、竹内説における親子結合による「合同家族」と兄弟姉妹結合による「合同家族」を同一視する欠点を指摘すると同時に、調査地ランレーム集落の実態に則して、親子結合による「複合家族」と兄弟等近親結合による「近接居住世帯群」に区別した労作である。しかし、その結果は、竹内説の財産共有論を否定し、個人的土地所有下の均分相続制を与件とすることにより、近親結合による「近接居住世帯群」と隣人結合による「近接居住世帯群」とを区別する明確な論拠を喪失する危険性をもっている。

1980⁷年代初頭に行ったドンデーン集落の調査結果では、親とその子供による農地共有(伝統的土地所有)がみられ、これら複数世帯による農業共同経営成立の基本条件となっている(注 4)。伝統的土地所有をこのように規定する根拠は、以下の通りで

ある。

第1に、本集落では親子・兄弟姉妹による農業共同経営が普及しており、この場合一方の世帯が労働力のみを提供する事例が少なくない。この親子・兄弟姉妹世帯間を雇用関係とせずに、ヘットナムカン・キンナムカン（共働共食）（注5）関係とみるためには、当該世帯が農地を共有していると理解するのが最も自然である。この点については、次節で詳述する。

第2に、土地所有権の使用・処分形態である農地賃借と農地売買をみると、親子・兄弟姉妹間におけるそれが少なくない。使用賃借の対象地は、妻の所有地である場合が37件中29件と多く、その対人関係は妻からその子供あるいは兄弟姉妹へと貸付ける場合が29件中23件と多い。夫の所有地や共同購入地の多くは、その他親類や隣人・知人に貸付けられている（第1表）（注6）。刈分小作の対象地は、妻の所有地ではその兄弟姉妹へと貸付けられる場合が多く、夫の所有地ではすべてその兄弟姉妹に貸付けられている。また共同購入地の多くは隣人・知人に貸付けられている（第2表）。農地売買の対人関係を親子・兄弟姉妹を中心とする親類関係と、それ以外の隣人他の関係とに区分して、それらの件数の推移を第3表に示している。1970年代前半までは、農地売買件数に占める親類関係の割合が半数前後であったのに対して、1970年代後半以降その割合が低下傾向を示している。

以上の表について注目すべきことは、農地賃借と農地売買において単に近親者が優先されているだけではなく、妻から妻の兄弟姉妹へ、夫から夫の兄弟姉妹への賃借と売買が多くみられることである。夫婦が各自の親から相続した土地は夫婦の何れかの所有となり、決して共有財産とはならない。この場合夫の相続地が妻の親類へ、逆に妻の相続地が夫の親類へと移動することは、個人的土地所有を前提とすれば可能なはずである。しかし、実際この事例は極めて少ない。これは、本集落における夫婦間の結合が脆弱であるためと考えるより、土地所有が個人的所有とは異なるためと思われる。すなわち、たとえ個人が相続したとしても土地の使用・処分については、その個人が属する親族組織（注7）の意向が、個人の伴侶の以降よりも優先されるのである。それゆえ、相続された土地についてもその所有権は親族組織に帰属し、その共有財産であると考えられる。ただし、夫婦が結婚後に共同購入（スーンムカン）した土地は、両者の共有財産であり、この限りでない。

第3に、農地相続の特例をみると、先妻と死別し、後妻をもらった調査農家の場

意向

(単位：件)

第1表 使用貸借の対人関係と契約期間

契約期間 対人関係	妻の所有地			共同購入地			計
	3年以内	4～6	7年以上	3年以内	4～6	7年以上	
母→子供	2	5	12	--	--	--	19
妻→兄弟姉妹	3	1	--	--	--	--	4
父→息子	--	--	--	--	2	--	2
その他親類	1	1	--	2	--	--	4
隣人・知人	2	1	1	1	1	--	6
合計	8	8	13	3	3	--	35

注1) 1983年調査時点で、契約終了分についてはその存続期間を、契約継続分についてはその継続期間を契約期間をした(第2表も同じ)。

2) 夫の所有地の使用貸借は2件あり、いずれもその他親類に貸付けられており、契約期間は4年以内である。

第2表 刈分小作の対人関係と契約期間 (単位：件)

契約期間 対人関係	妻の所有地			夫の所有地			共同購入地			計
	3年以内	4～6	7年以上	3年以内	4～6	7年以上	3年以内	4～6	7年以上	
妻→兄弟姉妹	5	3	2	--	--	--	--	--	--	10
夫→兄弟姉妹	--	--	--	1	1	2	1	--	--	5
その他親類	3	--	--	--	--	--	2	1	--	6
隣人・知人	3	1	--	--	--	--	6	1	1	12
合計	11	4	2	1	1	2	9	2	1	33

第3表 1960年以降における農地売買の対人関係 (単位：件，%)

項 目	1960～ 1964年	1965～ 1969年	1970～ 1974年	1975～ 1978年	1979～ 1981年	合 計
親類関係 田畑菜園	12 1 4	5 4 3	6 11 1	7 8 3	2 1 3	32 25 14
隣人地 田畑菜園	10 6 4	4 -- 3	11 6 1	14 9 6	4 8 4	43 29 18
計	37	19	36	47	22	161
親類関係の 農地売買の 割合	46	63	50	38	27	44

注) 資料：1981年に実施した全戸調査から集計した(第1図も同じ)。

合、先妻が相続した農地 11.5 ライはすべてその娘世帯に相続されている。夫に残された農地は、結婚後共同購入した農地 5 ライである。このように親族組織の共有農地は、その構成員の伴侶に対しても相続上の第3 者対抗力をもっている。

第4 に、農地賃借についてみると、親子・兄弟姉妹間における農地賃借は、この他の農地賃借と比較して契約の存続期間が長く、小作料が無料か、あるいは低い場合が多い。たとえば使用賃借のうち妻がその子供に貸付ける場合、契約の存続期間が7 年以上である事例は19 件中12 件と多い。その中でも17 年以上契約が継続している事例は4 件にのぼる（第1 表）。兄弟姉妹間の「刈分小作」の場合、契約の存続期間が7 年以上の事例は4 件あり、それが3 年以内の事例もすべて契約継続中である。これに対して、この他の刈分小作の場合、7 年以上の事例は1 件のみであり、3 年以内の事例14 件のうち7 件はすでに契約が終了している（第2 表）。また、小作料率については兄弟姉妹間の「刈分小作」の場合、33% が多いのに対して、この他の刈分小作では50% が多い。

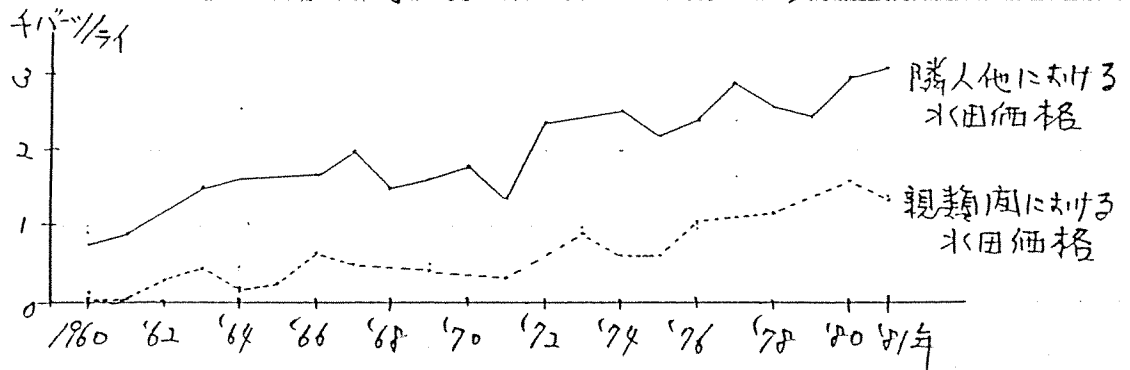
小作制度に関する行政指導のない本集落において、親子・兄弟姉妹間の農地賃借についてのみ上記の農地所有権制限が自動的に行われていることは、当該農地が個人所有下にあるとは考えられ難い。それゆえ、この点も親族組織における農地共有を裏付ける根拠である。

第5 に、農地売買についてみると、親子・兄弟姉妹結合による親族組織内で取引される場合、農地売却希望者がその所属する組織の長に相談し、その長が当該組織内で農地購入希望者を選定する。そこで形成される農地価格は、通常の売買地価に比較して極めて低い場合が多い（第1 図）（注 8）。近親者による所有権の優先売買受権と、その場合の低農地価格も、農地売買における農地所有権制限であり、この点も親族組織における農地共有を裏付ける根拠である。

以上、竹内説の親子・兄弟姉妹による財産共有説を支持して、北原説の相続前未分割状態＝財産共有論では捉えられない伝統的土地所有の特徴について述べてきた。その趣旨は、とくに兄弟姉妹間の農地賃借と隣人・知人間の農地賃借とを区別する積極的論拠の呈示にある。

ところで、田坂氏もランレーム集落における調査から、親子間使用賃借（ハイ・タムキン）、兄弟姉妹間「刈分小作」（ハイ・ドゥレー）と隣人・知人間刈分小作（ハイ・チャオ）の農地賃借3 類型を検出している。この場合、前2 者の類型では隣人・

第1図 対人関係別平均水田価格の推移



知人間刈分小作に比較して、小作料水準は決定的に低いことが強調されている。また、同集落における農地売買について分析して、親類間における農地売買とこの他の農地売買との性格的差異を明らかにしている（注9）。これらの分析結果は、中部タイでも親子・兄弟姉妹間の農地賃借や農地売買における農地所有権制限が、本集落と同様に観察できることを示唆しており、注目に値する（注10）。

しかし、氏の場合、農地移動における所有権制限の理論的根拠を、北原説と同様に相続前未分割状態が農地共有意識をもたらす点に求めている。すなわち、「均分相続性はキョウダイによる共同相続を前提にし、この共同相続は、家族財産に対する「共有」観念と結びついて」（注11）おり、この財産共有意識が「農地の賃借や売買にあっても、近親の間で共同保全しようとする傾向を生み出す。（注12）」としている。ところが北原説に従えば、均分相続終了後における兄弟姉妹間の農地賃借や農地売買の場合、「複合家族」は基本的に分解しているわけであり、財産共有意識は消滅していることになる。このように考えるなら、均分相続終了後における兄弟姉妹間の農地賃借と隣人・知人間の農地賃借とを区別する論拠は、氏の場合何に求められるのであろうか。ご教示をお願いしたい。

ところで、上述の伝統的土地所有が適用できる土地は相続地についてであり、しかも水田や菜園の自給的農業生産に供される土地について顕著である。これに対して、商品作物が栽培される畑地については個人的土地所有がほぼ適用できる。すなわち、本集落では新旧の土地所有形態が混在してみられ、それは相続地か共同購入地か、自給生産のための農地か商品生産のための農地かにより異なる。

また、伝統的土地所有下の親子間共同経営と兄弟姉妹間共同経営をいかに区別するかが問題である。この点を次に検討する。

（注1）田坂氏前掲書参照。

（注2）竹内隆夫「タイ家族の構造」、神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』2号、1985年より引用。

（注3）北原淳「屋敷地共住集団と集落の社会史」、「アジア経済」26巻11号、1985年11月より引用。

（注4）ドンデーン集落における伝統的土地所有と農業共同経営については、拙稿「東北タイ農村における農地賃借と農業共同経営に関する経済分析」、「アジア経

済』25巻11号、1984年11月参照。

(注5) 現地語でヘットナムカン・キンナムカン(共働共食)と呼ばれる^{世帯}生態間結合を、水野が「屋敷地共住集団」と呼んでいることは、下記の文献等で明らかである。水野浩一『タイ農村の社会組織』創文社、1981年。口羽益生・武邑尚彦「『屋敷地共住集団』再考」『東南アジア研究』21巻3号、1983年12月。

(注6) 本集落では、使用賃借をハイ・ブラオまたはハイ・ヘット・スース(無料賃与)と呼ぶ。また、刈分小作をパン・ハイ・カン(耕作者が労働し、収穫物を分配)あるいはヘット・パン・カン(同義)と呼び、定額金納小作をハイ・サオ(賃貸)、サオ・カオマ(賃借)と呼んでいる。対人関係についてみると、使用賃借とパン・ハイ・カン(「刈分小作」)とは近親間で契約される場合を言い、定額金小作とヘット・パン・カン(刈分小作)は近親以外で契約される場合を言う。

(注7) 親族組織とは、竹内隆夫が言う「合同家族」と同義である。この場合、財産共有の対象となる農地は相続地に限定され、共同購入地は除外される点は後述の通りである。

(注8) 本集落における水田、畑地、菜園の農地価格の変遷とその要因については、拙稿「東北タイの農村と農業——都市化の影響を中心に——」関西農業経済学会『農林業問題研究』22巻1号、1986年3月参照。

(注9) ランレーム集落における農地賃借と農地売買については、田坂前掲稿および前掲書参照。この場合、農地賃借契約の存続期間に関する分析と、親類間あるいは隣人他間における農地価格水準に関する分析が不明瞭である。

(注10) 中部タイのこの他の地域でも、兄弟姉妹間「農地賃貸借」と、その他親類あるいは他人間農地賃貸借とにおける小作料水準が異なり、前後が後者に比較して低いことが明らかにされている。この点については、山田・原・加納・田中・福井『中部タイ稲作農村の経済変容』東京大学東洋文化研究所報告、1986年3月参照。

I I 共同経営と経済単位

原洋之介は、東南アジア研究における経済学者の中で最も正統とされる個人主義的分析方法では、農民・農家間における相互扶助的諸慣行が、分析パラダイムに入っていない限界性を指摘している。また、東南アジアで広範囲にみられる「コミュニケーションにもとづく個人間での共有規範の成立」に注目し、経済学における「潜在的な課題」に接近する重要性を強調している（注 1）。

本集落における農業経営をみると、個人的土地所有を前提として、経済単位を単一の農家世帯とする従来の個人主義的分析方法の適用可能性について、強い疑問を抱かざるをえない。個人主義的分析方法の前提となる個人的所有の適用可能性については、前節の伝統的土地所有論においてすでに検討した。それゆえ、本節では本集落における農業経営単位と、消費経済の単位である経済単位とについて検討する（注 2）。経済学ではアダム・スミスの言う「経済人」としての側面を、他の人間的諸側面から分離・独立する認識方法をとるのと同様に、農業経営学においても、農業経営を持続的な純収益の最大化を目的として継続的生産を行うために、経営要素（土地、労働力、資本）が沈下固定した永続的組織体をみる。この認識方法は家族農業経営においても適用され、農家における消費経済面と所得経済面とは概念的に分離され、所得経済の一部である農業経営が独立して検討される。複数の農家が経営要素を提供して単一の経営体を形成し、生産から収益分配、経営の危険負担まで共同で行う農業共同経営についても、この点は同様である。（注 3）

ところで、わが国の農業共同経営は所有と経営および労働と資本が未分離で、かつ営利を目的とする自作農を対象に検討されており、その定義は経済学の個人主義分析方法と同様に、土地と資本の個人的土地所有と個別農家間の人間関係が近代的であることを前提としている。すなわち、共同経営には経営要素の結合体である経営体的側面と人的結合体である組織体的側面とがある。前者では、全参加農家による土地あるいは資本の出資とそれに対応する収益分配に、また後者では、経営の意思決定が構成員全員により行われる点に、共同経営の特徴がある。

前述したように、農業経営体を出資体である消費経済から独立した経営要素の組織体として把握する場合、出資体における経営要素所有と経営体における資産所有とは分離して考える。それゆえ、共同経営についても、出資体である農家世帯における経

営要素所有と経営体における資産共有とは区別する必要がある。わが国の農業共同経営では、出資体における経営要素の個人的所有と経営体における資産共有とは区別できるし、この場合、全参加農家による土地あるいは資本の出資が、経営体における資産共有とその構成員による共同意思決定の基礎条件となる。

「屋敷地共住集団」の基本的性格が、屋敷地を共にする点に置かれるべきではなく、農業共同経営にあることはすでに明らかである（注 4）。本集落における共同経営は、出資と経営が未分離の段階にある。この場合、出資体における経営要素所有と経営体における資産所有とは同じものである。また、出資体における経営要素の所有形態が、経営体における資産共有とその構成員による共同意思決定とを規定している。それは、親子・兄弟姉妹の複数世帯により組織され、以下の特徴をもつ。

第 1 に、親子・兄弟姉妹では農地が共有されており、この点が共同経営成立の基礎条件である。

第 2 に、屋敷地を共にする親子・兄弟姉妹世帯により共同経営が営まれる場合が多いが、屋敷地を異にする当該世帯間で共同経営を行う場合もある。

第 3 に、共同経営には全面共同経営（ヘットナムカン・キンナムカン＝共働共食）、共働型部分共同経営（ヘットナムカン・パンカン＝共働分配）と農地貸借型部分共同経営（パン・ハイカン＝労働分配）の 3 種類がある。全面共同経営は、主として親子間でみられ、その対象作目は水稲作、畑作、野菜作、畜産のほぼ全農業部門に及んでおり、その生産物は各世帯間に分配されずに、共同で保管・消費される。これら世帯間では、貨幣経済面を除いた消費経済について部分共同関係がみられる。これら世帯における経営要素提供関係の特徴は、原則として、参加世帯が労働力を提供し合うことである。共働型部分共同経営は親子および兄弟姉妹間でみられ、その対象作目は水稲作と畑作である。この場合、参加世帯における消費経済単位は各々独立しており、収穫物は分配される。これら世帯における経営要素提供関係の特徴は、参加世帯が労働力を提供し合うが、土地は、いずれか一方の世帯が出費することである。農地貸借型部分共同経営は兄弟姉妹間でみられ、その対象作目は水稲作と畑作である。消費経済単位は共働型と同様に、参加世帯それぞれが独立しているが、経営要素提供関係は、一方が土地のみを出資し、他方が労働力を提供する点に特徴がある。

第 4 に、家族周期に対応した共同経営の展開方向は、全面共同経営→共働型部分共同経営→農地貸借型部分共同経営が支配的になりつつあるものと推定できる（注 5）

れ
)。

原と同様に「コミュニケーションに基づく個人間での共有規範の成立に注目する」時、本集落では親子・兄弟姉妹の複数世帯から形成される農業共同経営がみられる。この場合、「コミュニケーション」の範囲は、これら世帯による土地共有にもとづき確定される。

しかし、共同経営は必ずしも親子・兄弟姉妹関係にある全世帯を対象とするわけではない。本集落では、土地の厳格な均分相続が多くないのと同様に、共同経営は農業経営に沈下固定している当該世帯に限定されている。また、全面共同経営と部分共同経営における消費経済単位は、次のように区別できる。前者では、参加世帯全体の平均農家所得に占める共同経営からの平均農業所得の割合が60% 近くにのぼり、消費経済面における部分共同がみえることから、その単位は、当該共同世帯集団となる。これに対して後者では、参加世帯の平均農家所得に、占める共同経営からの平均部門所得の割合は10% 以下であり、消費経済面における共同関係が希薄化していることから、世帯がその単位となる。

(注 1) 原洋之介「東南アジア農村社会論——地域研究と経済理論」『東洋文化』63号、1981年4 月参照。

(注 2) 本集落における農家経済分析に当り、個人主義的分析方法の適用可能性については、原と同様の問題意識をもっている。しかし、本稿での主題はその農業経営学的考察にあり、個人主義的方法についても農業経営に関連する部分に限定して、批判的検討する。なお、同様の問題意識は前掲拙稿(『アジア経済』)において述べている。

(注 3) 農業共同経営を含む農業経営体の認識論については、拙稿「会計主体論と経営体認識の諸類型」京都大学農業簿記研究施設『農業計算学研究』17号、1984年10月参照。

(注 4) この点については、口羽・武邑前掲稿および前掲拙稿(『アジア経済』)参照。

(注 5) 本集落における家族周期に対応した共同経営の展開と、その中での自作農世帯、刈分小作世帯、刈分地主世帯等の位置付けについては、拙稿「親子農業共同経営と相互扶助的刈分小作に関する比較研究」 関西農業経済学会『農林業問題研究』21巻2 号、1985年6 月参照。

I I I 共同経営と農地賃貸借の展開事例

前節で検討した農業共同経営の経済単位とその展開方向、および前々節で検討した伝統的土地所有の特徴の一部について、具体的事例にもとづき実証してみる。

共同経営の展開事例1 は、姉妹世帯における全面共同経営→共働型部分共同経営→農地賃貸型共同経営の展開事例である。親による子供への統制力の弱化に対応して全面から共働型へと、さらに親の死亡後、農地相続完了を契機に共働型から農地賃貸型へと共同経営が展開している。この場合、部分共同経営の対象農地は水田であり、その所有権は姉妹の母（共働型）あるいは、末娘（農賃借型）にある。この事例は、相続完了後でも姉妹間共同経営が継続されていることから、これら複数世帯の互助関係が2 者関係的というよりは、共同的性格が強いことを意味している。また全面共同経営の段階では、これに参加する複数世帯が単一の消費経済単位を形成するのに対して、部分共同経営の段階では、その単位が各世帯に分化する。例えば、No. 106 は夫方の母から水田9 ライを相続することにより、No. 76との全面共同経営を解消している。

共同経営の展開事例2 では、共同経営対象地片の所有者が No.20の母とNo.127の父であり、両者は姉弟である。この事例では、姉弟結合を軸に全面と共働型の共同経営が展開しており、姉弟関係が単なる2 者関係でないことを示している。また、全面は親子間で、共働型は姉弟間あるいは叔父姪間で形成され、これら共同経営形態が当該親族間における適正な農地配分のために相互補完している。

共同経営の展開事例3 は、単一世帯の所有農地であっても、父の所有地と母の所有地ではその取扱いが異なることを示している。この場合も、全面から共働型へと共同経営が展開した事例であるが、父の所有地（水田 4.5ライ）は当初から親子による共働型部分共同経営として行われている。これに対して、母の所有地は当初全面共同経営で行われていたが、その後畑地の一部と同様に水田の一部が使用貸借へと変化し、この時点で全面共同経営は終了する。さらに、使用貸借の対象水田と従来の父の所有地とを合せて共働型部分共同経営が行われる。単一世帯における父と母の所有地の異なる取扱いは、必ずしも所有者本人あるいは、その伴侶の意向のみで農地の使用・処分が決定されないことを示している。

共同経営の展開事例4 は、事例1 に示したNo. 106 と関連する他の共同経営を示し

ている。この中には、今回調査できた隣人間における共働型共同経営の唯一の事例が含まれている。この事例の成立動機は、共同経営に参加する N0. 156の近親からN0.106が対象農地を購入したことであり、対象農地は夫婦がその使用・処分について自由裁量できる共同購入地である。

以上の共同経営展開事例から、農地相続後の兄弟姉妹関係が単なる2 者関係ではなく、土地にもとづく親子関係の延長上にあることが明らかである。これら世帯は全面共同経営終了後、消費経済面と所得経済面のうち貨幣経済とでは世帯を経済単位とするが、そのことが農地の使用・処分に關する共同機能を弱化させる直接的要因とはならないことを、各事例は示している。

次に、兄弟姉妹の農地賃借型共同経営と隣人・知人の農地多賃賃借について代表事例を検討して、当事者間の性格的差異を明らかにする。

共同経営の展開事例2 に示したNo. 20とN0.21 による隣人間刈分小作について、その利用状況を農地賃賃借の展開事例1 で示している。刈分小作地（水田11ライ）の契約期間は1980年から5 年間であるが、当初3 年間N0.21 が単独で耕作する刈分小作世帯であった。1982年にNo.23 の母親が死亡し、同時にその所有水田10.5ライが娘3 人に3 .5ライずつ均分相続された。この時点でN0.23 の4 女夫婦の自作地が縮小したことから、姉妹世帯による全面共同経営が開始され、その対象地には刈分小作地も含まれている。このように隣人・知人間農地賃賃借では、契約期間内における小作人の自由な小作地利用権が確保され、地主の意図には関係なく姉妹間共同経営の対象地に変更することもできる。伝統的土地所有が親子・兄弟姉妹間における土地の使用・処分について厳しい相互規制があるのと対照的に、隣人・知人間農地賃賃借は2 者関係的性格をもち、地主・小作関係にある。

地主・小作関係と農地賃借型共同経営を識別する根拠を、農地賃賃借の展開事例2 と3 が示している。一方では、末娘夫婦と同居しながら次女世帯と全面共同経営を行う妹世帯（N0.3 ）を、他方では、夫が死亡した姉世帯（No.33）を事例2 に示している。当初両世帯は、水田8 ライで農地賃借型共同経営を行っており、その「小作料率」は40% であった。ところで、この時点における姉妹間の土地共有意識は、No.3とNo.83 における親子間の土地共有意識より弱化している。それゆえ、1982年以降No.3

はその他親類関係により小作料率の低い刈分小作契約(33%) をNo.159と結ぶのに対して、No.33 は隣人関係により小作料率の高い刈分小作契約(50%) を No.303 と結ぶ

ことになる。すなわち、姉世帯は刈分地主世帯へと展開し、妹世帯は親子結合による全面共同経営を強化するために農地賃借型共同経営を解消して、その他親類関係による刈分小作を選択したわけである。

同様のことは、事例3についても該当する。親が子供夫婦を援助する直系家族世帯である No.71と、夫が死亡したその従姉妹世帯(No.72)の展開を示している。No.72は姉世帯と農地賃借型共同経営を行い、その「小作料率」は40%であった。事例2と同じく、1983年以降、夫が死亡した No.72は刈分地主世帯へと展開し、その他親類関係により小作料率が同じ刈分小作契約(40%)を No.71と結ぶ。他方、直系家族世帯である No.71は親子結合による農業経営を強化するために、知人やその他親類関係から小作地を集積する必要がある。この場合、知人からは小作料率50%、3年間で契約している。

以上、本集落における農業共同経営と農地賃借の展開のうち、代表事例を検討してきた。ここで注意すべき点は、前者でみられた家族周期に対応する親子・兄弟姉妹結合による共同経営の展開と、後者でみられた隣人・知人やその他親類結合による農家階層の分化とを混同してはならないことである。社会学的調査と土地所有の性格規定なしに前者を判断すると、一見、地主・小作関係あるいは農業労働者と雇用者の関係と誤解する危険性が高い。また、単一世帯を消費経済単位と考えられない家族周期の局面があることから、個人主義的経済分析法では事態が十分に把握できない恐れがある。本集落における共同経営の展開は、このような分析方法の限界を示しているものと思われる。

I V 共同経営と農家階層分化

前節で述べた共同経営と農地賃借展開事例について、共同経営に参加する兄弟姉妹世帯間の農家所得較差および農地賃借における地主世帯と小作世帯との農家所得格差を、第4表に示している。このうち、共同経営の展開事例4にある No.106 と No.156 の隣人間共同型部分共同経営を、疑似兄弟関係として第4表の兄弟姉妹間に含めている。全面共同経営に参加する親子両世帯については、2世帯をひとつの経済単位として家族員1人当り農家所得と農業所得率を計算している。

共同経営に参加する兄弟姉妹世帯の農家所得較差は、極めて小さい。4 事例の平均値をみると、低所得農家の1 人当り農家所得を1 とした場合の高所得農家のその割合は1.16である。これに対して、刈分小作における地主世帯と小作世帯との農家所得較差は、比較的大きい。3 事例の平均地をみると、低所得農家の1 人当り農家所得を1 とした高所得農家のその割合は1.85である。

第4 表と同じように、本集落の家族周期の各局面（注 1）における最低所得農家・集団と最高所得農家・集団との農家所得較差をみると、全面共同経営（子供世帯による労働力、菜園の提供）局面の場合最も較差が小さく、刈分小作世帯局面におけるその較差が最も大きい。前者の較差は1 対1.57であり、後者の較差は、1 対5.81である。家族周期の同一局面における世帯・集団間の関係は、隣人・その他親類関係が中心である。それゆえ、親子・兄弟姉妹 結合による共同経営は、当該世帯間における農家所得分配を平等化する原理により運営されており、この限りで農家階層分化を抑止している。これに対して、隣人・知人やその他親類結合による農地賃貸借は、農家階層分化を促進こそすれ、抑止することは少ない。

共同経営形態は家族周期に対応して変化するが、そこに貫徹する原理は、農外就業機会の拡大や貨幣経済の浸透を所与しても、農業資源配分と労働機会の世帯間均等化を図り、農家所得分配を平等化することにある。また、共同経営の社会的役割として人口増加を背景とする世帯数増加にもかかわらず、農業経営体の増加を抑制することが挙げられる。この場合、労働集約化による農業生産の拡大が前提となる（注 2）。

本集落におけるこの17年間の人口増加率は、他地域への開拓移住や都市への人口移動等により1.65% と少ない。しかし、過去30年間にわたる死亡率の減少と、この10年以内に起こった顕著な出産率の減少により、人口の年齢構成は大きく変化した。その結果15～35才の年齢層が顕著に増大しており、その多くは若い世帯主とその妻である。過去17年間に世帯数は人口の3 倍の率で増加してきた（注 3）。

本集落では1970年代になってから兄弟姉妹の部分共同経営が増加しており、この時期の農地賃貸借は少なかったことから、世帯数増加が経営体増加に直結していなかったものと考えられる。それゆえ、農家階層の分化も限定されていた。1980年代に入ってから隣人・知人、その他親類間農地賃貸借が急増している（注 4）。一方では、農外就業機会の拡大と農業における商品生産の拡大が要因となり、他方では、農地賃貸借や農地売買により世帯数の増加が経営体の増加に直結する場合、農家階層分化が顕

著となる。

農地賃貸借の場合、当事者間の相互扶助を主目的とするのではなく、労働や土地利用などの生産要素が当事者世帯における所得最大化を目標に再配分されるよう機能している。ここに至って、伝統的土地所有と個人的土地所有、共同経営と農地賃貸借のまったく異質な土地所有と農業経営形態が共存を余儀なくされている。木集落では徐々に後者の比重が高まり、農家階層の分化が進行していくものと推定される。

(注 1) 木集落における家族周期の各局面とその調査農家概要については、前掲拙稿(『農林業問題研究』21巻2号)参照。

(注 2) クリフォード・ギアツは、前近代的土地所有である「共同体的所有」と労働機会および所得分配をめぐる「貧困の共有」慣行を基本概念として、ジャワ農村における「インボリューション」な農業生産の展開をモデル化した。しかし、ギアツ説には農家兼業収入の増加と農家階層分化を分析する視点が欠落していたと批判されている。

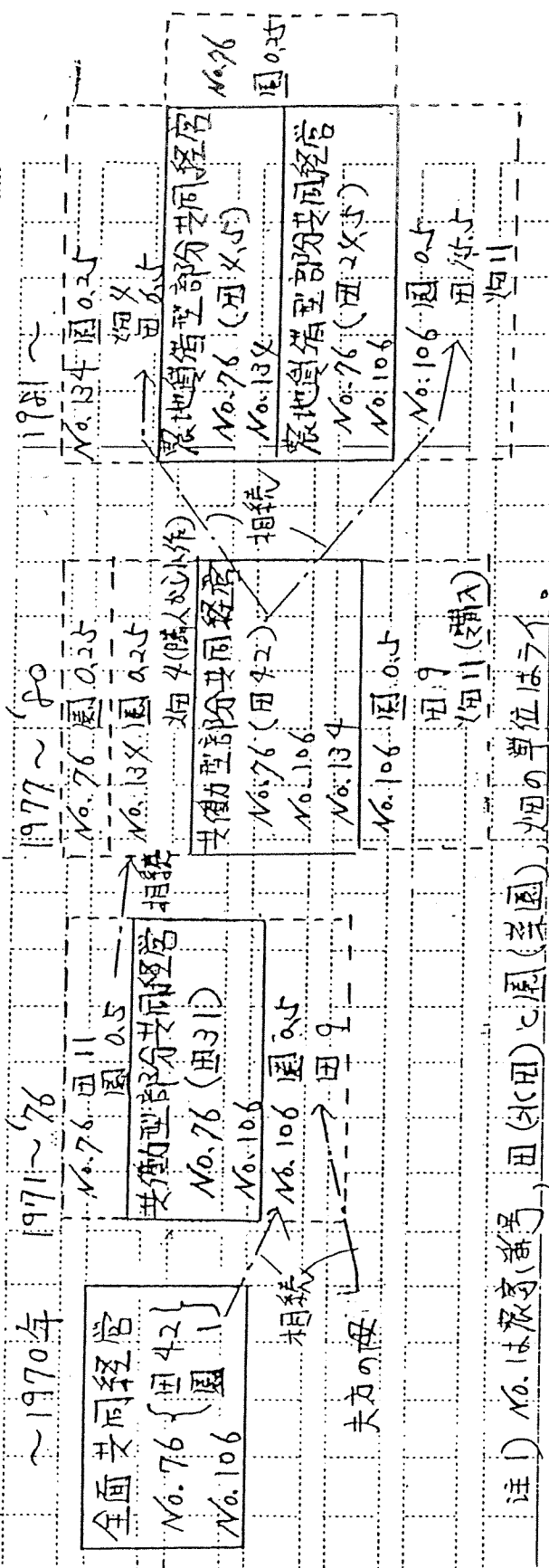
木集落におけるほとんど変化がみられないが、野菜作、畑作と畜産については労働集約化が進んできた。それゆえ、木集落における伝統的土地所有と共同経営に関する考え方は、ギアツ説のいくつかの概念と類似している。しかし、木集落では農家の通勤兼業機会も拡大しており、農家の階層分化も進んでいる。とくに後者の展開は、個人的土地所有と地主・小作関係論から把握されねばならないと考えている。

なお、ギアツ説とその批判については、Geertz, Clifford "Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia" University of California Press, 1963. と加納啓良「ジャワ農村経済史研究の視座変換」『アジア経済』20巻2号、1979年2月参照。

(注 3) 木集落の人口に関する動態分析については、Fukui Hayao 'Population' H. Fukui, Y. Kaida and M. Kuchiba "A Rice-Growing Village Revisited: An Integrated Study of Rural Development in Northeast Thailand" 京都大学東南アジア研究センター1985年参照。

(注 4) 木集落における農地賃貸借の展開については、前掲拙稿(『農林業問題研究』21巻2号)参照。

<共同経営の展開事例 1> No.76 (両親と末娘夫婦), No.106 (次女夫婦), No.138 (長女夫婦)



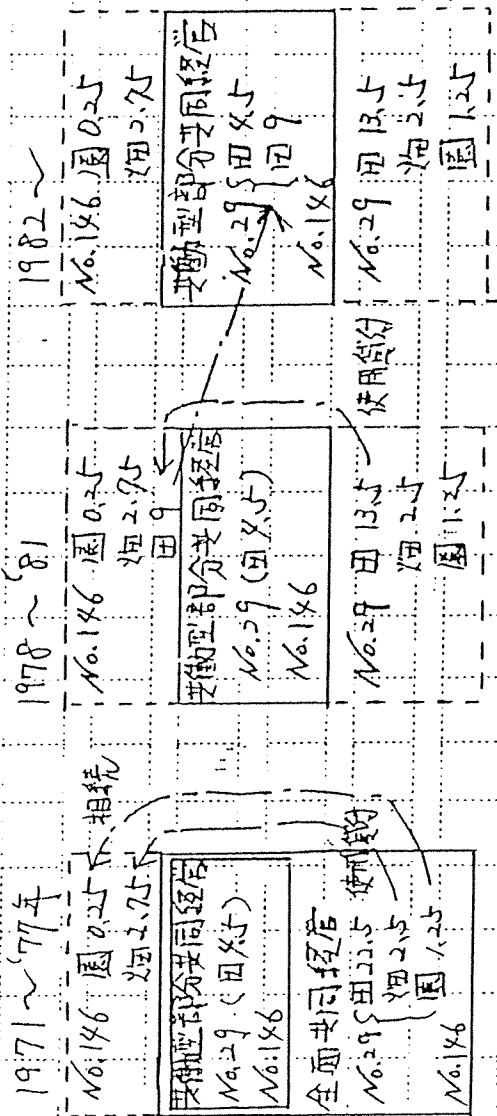
注1) No.1は農家(番), 田(水田)と園(菜園), 畑の単位はライ。

- 2) 農家番号隣の内は所有指者と共同経営対象に面積を示す。
なお、資産部門は省略している。点線は境界単位、実線は経営単位を示す。
- 3) No.106 もめぐる共同経営は、事例1も参照。
- 4) 表示方法は以下の事例も同様。

＜共同経営の展開事例＞ No.20 (両親と娘夫婦), No.17 (長女夫婦), No.302 (次女夫婦)
 No.127 (No.20の妻の弟夫婦)

～1972年	1973～79	1980	1981	1982	1983
全面共同経営 No.20(田28) 田6 No.17(田2) 田2 使用自付	全面共同経営 No.20(田28) 田15 No.17(田0.5) 田1 使用自付	全面共同経営 No.20(田17) 田15 No.17(田0.5) 田1 使用自付	全面共同経営 No.20(田17) 田1 No.302(田0.5) 田1	全面共同経営 No.20(田17) 田1 No.17(田0.5) 田1	全面共同経営 No.20(田17) 田1 No.302(田0.5) 田1
共同型部分共同経営 No.20(田6) 田6 No.127 田15	共同型部分共同経営 No.20(田6) 田6 No.127 田15	共同型部分共同経営 No.20(田6) 田6 No.127 田15	共同型部分共同経営 No.20(田6) 田6 No.127 田15	共同型部分共同経営 No.20(田6) 田6 No.127 田15	共同型部分共同経営 No.20(田6) 田6 No.127 田15
夫の父から使用借入 No.127 田15 田2 → 田0.5	夫の父から使用借入 No.127 田15 田2 → 田0.5	夫の父から使用借入 No.127 田15 田2 → 田0.5	夫の父から使用借入 No.127 田15 田2 → 田0.5	夫の父から使用借入 No.127 田15 田2 → 田0.5	夫の父から使用借入 No.127 田15 田2 → 田0.5

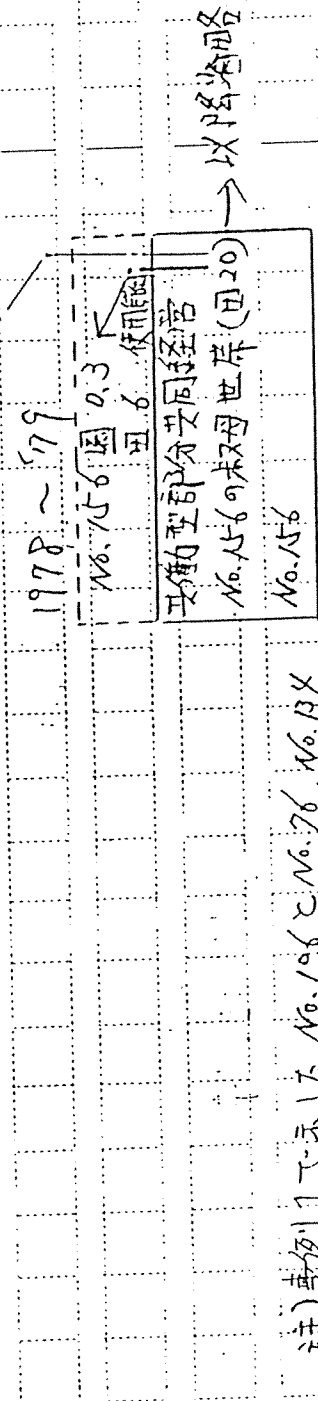
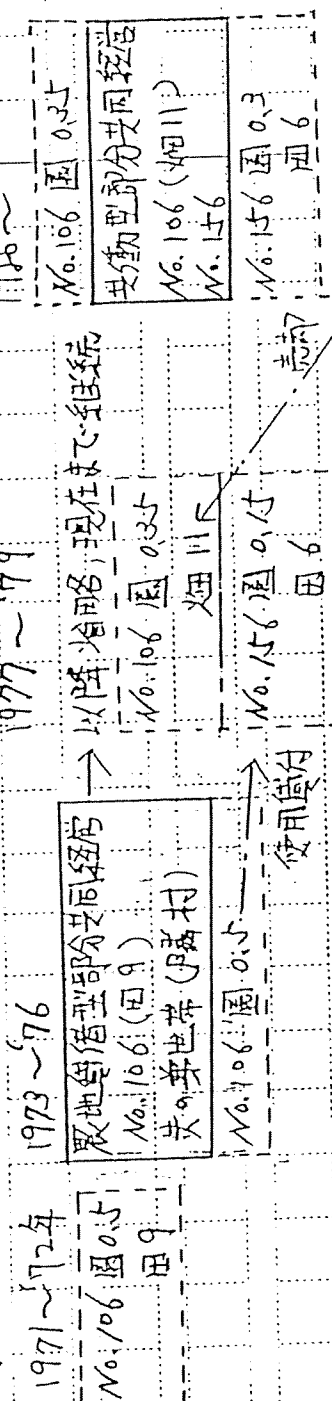
＜共同経営の展開事例＞ No.29 (両親と子共), No.146 (長女夫婦)



注) 当初の共同部分共同経営の対象地 田 4.5 は父の所有地であり、
その他の農地は母の所有地である。

40

＜共同経営の展開事例＞ No.106, No.156 (隣人), No.156の叔母世帯(隣村)



注) 事例1で示した No.106 と No.76, No.134

との共同経営の展開は省略している。

→ 以降省略, 現在まで継続

< 農地貸賃の展開事例 1 > No. 23 (母と4女夫婦), No. 21 (3女と6女)

1980 ~ '82年 : 1983 ~

No. 21 田 11 (刈分小作)
国 0.25

No. 23 田 10.5
国 0.25

全面共同経営
No. 21 田 18
国 0.25
No. 23 田 3.5
国 0.25

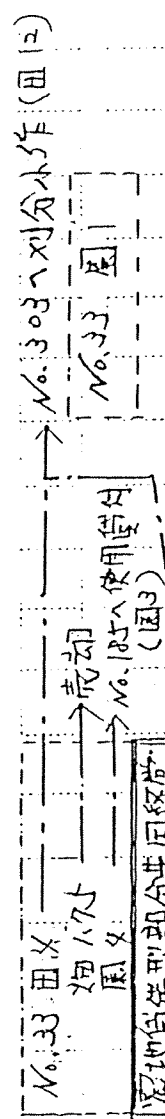
相統

注) 刈分小作地は田11ライのみであり, 他は自作地。

< 農地貸借の展開事例 2 > No.3 (両親と未婚夫婦) No.83 (未婚夫婦),

No.33 (No.3の未婚夫婦), No.159 (No.3とNo.33の未婚夫婦)
 No.303とNo.185 (隣人)

1982 ~



農地貸借型部分共同経営

No.33 (田8)
 No.3

全面共同経営 合
 No.3 (田17) 畑2
 No.83 園0.75

全面共同経営

No.3 (田10) 畑2
 No.83 園0.75

No.159と
 刈分小作 (田11)

＜農地貸借の展開事例＞ No.12 (姉夫婦), No.72 (妹とその子供)

No.71 (西世帯の従姉妹)

1978～82年

No.72 畑3 →売却
園0.5

1983～

No.72 園0.5

農地貸借型部分共同経営

No.72 (田7)

No.12

No.12 園0.25
畑5

刈分小作

→ No.71 (田19) ← 知人との刈分小作 (田8)

畑6.5
園1

1980～82年

No.71 (田14) ← 知人との刈分小作 (田10.5)

畑9.5 ← 知人との定額金
園1 納小作 (畑3)

才4表 兄弟姉妹間と隣人・その他親類間における所得較差 (単位: パッツ/人, %)

兄弟姉妹間	隣人・その他親類間
展開事例 (農家番号)	展開事例 (農家番号)
A (低所得農家)	B (高所得農家)
共同経営1 (A: 106, B: 134)	共同経営2 (A: 2017, B: 21)
共同経営2 (A: 2017, B: 137)	農地貸貸借2 (A: 383, B: 149)
共同経営4 (A: 156, B: 106)	農地貸貸借3 (A: 72, B: 71)
農地貸貸借2 (A: 383, B: 33)	
合計	合計
32,584	37,665
	20,282
	37,882

注1) 資料: 1982年に実施する筆者の農家経済調査より。

2) 単位: 家族員1人当り農家所得, () 内は農家所得に占める農業所得の割合。

表 家族週期の各局面における所得較差 (単位: パーツ/人, %)

家	週 期	最低所得家族	最高所得家族
自作農世帯	子供が未婚・就業者 直系家族, 親が子供夫婦へ援助	6,398 (36) 6,200 (21)	28,082 (87) 15,878 (62)
全面共同経営	子供世帯による労働力のみの提供 子供世帯による労働力, 家園の提供 労働力, 農地, 資本の共同出資	8,798 (61) 7,850 (95) 4,887 (56)	25,027 (69) 12,306 (95) 21,915 (51)
自作農世帯	直系家族, 子供夫婦が親へ援助	6,867 (89)	26,397 (64)
刈分地	主世帯	16,685 (10)	15,684 (0)
刈分小作世帯	作世帯	3,959 (45)	23,019 (62)
合計		51,644	164,308

注) 資料と単位は、表と同じ。